

# 糸島市認可保育所 設置運営事業者公募要項

令和5年4月

糸島市子ども教育部子ども課保育園・幼稚園係

## 1 公募に当たって

本市では、待機児童（入所保留者を含む。）の解消に向けた取組として、既存認可保育所等の増改築等による定員増加や小規模保育事業所の新設による定員増加を推進してきたが、令和4年4月1日時点では待機児童の解消には至っていない。

加えて、今後の人口増加や共働き世帯の増加などにより、保育需要の高まりが予測される。

このことから、保育定員の更なる拡充を図るため、認可保育所を設置・運営する事業者の公募を行うこととする。

なお、集団保育が可能な障がい児及び医療的ケア児（医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律第2条の規定による者）の積極的な受入れを行う事業者の応募を期待する。

## 2 公募する施設の概要

### (1) 事業類型

児童福祉法第35条第4項に規定する都道府県知事の認可を受けて開設する認可保育所

### (2) 公募地域

波多江校区、東風校区、前原校区、前原南校区

### (3) 公募数

区分	公募数	区域	配点
A型	1施設	国道202号線より北側	7(1)イ(イ)の(別紙1)「選定基準及び配点」の4施設整備計画に示す路線より、東側に開園する場合は、加点措置を講じる。
B型	1施設	国道202号線より南側	

※別紙2「図面」を参照のこと。

### (4) 1施設当たりの利用定員

80人

### (5) 1施設当たりの年齢児毎の利用定員

0歳児6人、1歳児12人、2歳児12人、3歳児15人、4歳児15人、5歳児20人

※認可定員は、利用定員と同数とする。

### (6) 開園期日

令和7年4月1日

### (7) 同一法人による応募

同一法人が、A型及びB型のそれぞれに対し、各1ずつ申し込むことは可能とする。

応募書類については、A型及びB型ごとに、それぞれ提出すること。

### 3 応募申請資格

この公募に応募できる者は、以下の要件を満たす事業者とする。

- (1) 令和5年4月1日時点で、認可保育所又は認定こども園を運営している社会福祉法人又は学校法人であること。
- (2) 本事業の実施に必要な土地を所有していること、若しくは令和7年4月1日の事業開始に間に合うよう取得予定であること。ただし、次の条件を満たしている場合は、借地でも可能とする。
  - ア 地上権又は賃借権を設定し、かつこれを登記すること。
  - イ 賃借料が、地域の水準に照らして適正な額以下であること。
  - ウ 安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。また、これとは別に賃貸借契約に関する費用（敷金・仲介手数料）、開設までの工事期間及び開設後1年間に相当する賃借料を安全性があり、かつ換金性の高い形態（普通・定期預金、国債等）により保有していること。
  - エ 保育所用地には、原則として抵当権等の制限物件がついていないこと。  
※申込の際は購入予定若しくは借地予定でも構わない。ただし、土地所有者からの売買（貸付）証明書等の添付が必要。
- (3) 過去2年間に実施された監査において、重大な文書指摘を受けていないこと。ただし、受けていた場合でも適正な改善報告がなされている場合は、指摘を受けていないものとみなす。
- (4) 児童福祉法第35条第5項第4号に掲げる基準のいずれにも該当しないこと。
- (5) 国税及び地方税に滞納がないこと。
- (6) 糸島市暴力団排除条例に規定する暴力団及び暴力団員でない者、また暴力団及び暴力団員に関与していない者であること。

## 4 応募条件

### (1) 施設設置等に関する条件

- ア 設置施設は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例に定める基準を全て満たすこと。
- イ 事業を実施する建物は、自己所有とすること。
- ウ 施設整備に当たっては、関係法令を遵守するとともに、関係機関と十分に協議を行いながら進めること。
- エ 保護者が利用できる送迎用駐車スペースを敷地内や近隣に確保すること。
- オ 近隣の住宅等への防音等に配慮すること。
- カ 施設整備は、令和7年3月31日までに完了すること。

### (2) 運営に関する条件

- ア 糸島市の保育行政を十分に理解し、積極的かつ誠意を持って市の保育行政に協力すること。
- イ 児童福祉事業に熱意を持ち、十分な資力、信用、技術能力等を有し、継続的・安定的に保育所を運営すること。
- ウ 児童を心身ともに健やかに育成することについて、尽力すること。
- エ 児童福祉法や子ども・子育て支援法、保育所保育指針等の関係法令等を熟知するとともに、児童福祉事業に見識を持ち、保育の運営を適切に行う能力を有していること。
- オ 資金計画及び事業計画が確実であり、保育所の施設整備等に要する資金や運営資金など、負担すべき資金を有していること。
- カ 保育所の開設に当たっては、近隣住民に丁寧な説明を行うとともに、運営に当たっては、近隣住民及び保護者との信頼関係を構築すること。
- キ 保育の運営に支障が生じないように、必要な保育士を確実に確保すること。

### (3) 保育等に関する条件

- ア 開所時間は、7時から18時までとすること。
- イ 休所日は、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日とすること。
- ウ 受入対象児童は、生後57日から就学前までの児童とすること。
- エ 集団保育が可能な障がい児、医療的ケア児の受入れを行うこと。
- オ 延長保育事業（標準時間利用児童については18時～19時、短時間利用児童については7時～9時及び17時～19時）を実施すること。
- カ 給食は自園で調理すること（自園調理室活用による調理業務の委託可）。

### (4) 資金に関する条件

- 施設整備等に要する資金のほか、保育所を運営するための資金として年間事業費の12分の1以上に相当する自己資金を普通預金又は当座預金で保有していること。

※年間事業費：「資金収支（見込）計算書」の経常支出額を算定基礎とする。

## 5 施設整備費の補助

市は、国等に対して、就学前教育・保育施設整備交付金の協議を行い、当該交付金が採択された場合は、設置運営事業者として市が決定した事業者に対し、市の予算の範囲内で、施設整備に係る補助を行う。

(留意事項)

- ・ 交付金に係る諸条件は、国の就学前教育・保育施設整備交付金に係る関係規定等による。
- ・ 保育所用地の購入、整地等は補助の対象外である。
- ・ 本市が独自に設けた補助金や加算措置はない。

## 6 応募手続き

### (1) 提出書類一覧

番号	書類の名称	様式	備考（添付資料等）
1	申込書	様式第1号	
2	事業計画の概要	様式第2号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・代表者の履歴書</li> <li>・定款、寄付行為</li> <li>・現在運営している認可保育所又は認定こども園のパンフレット</li> <li>・過去2年分の施設及び法人の指導監査等の結果報告書及びその改善報告書の写し</li> <li>・土地の登記簿謄本</li> <li>・(借地の場合のみ) 土地所有者からの売買（貸付）証明書</li> </ul>
3	法人の概要	様式第3号	設立認可書の写し
4	法人の登記簿謄本		
5	法人の決算関係書類 ※過去3年分(R2～4)		法人全体の決算書（事業区分）
6	国税、都道府県税及び市町村税に滞納がない旨の証明書	①国税：納税証明書その3 ②県税及び市町村税：滞納（未納）のない証明書	いずれも事業所所在地を管轄する官公署が3ヵ月以内に発行したものに限り、提出は原本1部、副本は写しで可。
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設予定地の位置図</li> <li>・現況写真</li> </ul>		
8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地内配置図</li> <li>・建物各階平面図</li> </ul>		
9	資金計画書	様式第4号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・銀行等預金残高証明書</li> <li>・償還計画書</li> </ul>
10	設置運営に係る全体計画書	様式は任意。7(1)イ(イ)の(別紙1)「選定基準及び配点」の項目及び順番に沿い、作成すること。	

### (2) 申請書等の配布期間等

#### ア 配布期間

令和5年4月7日（金）～令和5年8月2日（水）  
午前8時30分～午後5時15分（土日祝日を除く）

#### イ 配布場所

糸島市 子ども教育部 子ども課（糸島市役所 新館6階）  
※公募要項及び提出書類の様式は、糸島市のホームページにも掲載する。

### (3) 申請書の提出期間等

#### ア 提出期間

令和5年7月11日（火）～令和5年8月2日（水）

午前8時30分～午後5時15分（土日祝日を除く）

イ 提出先

〒819-1192 福岡県糸島市前原西一丁目1番1号  
糸島市 子ども教育部 子ども課 保育園・幼稚園係

ウ 提出方法

持参又は郵送

※郵送による場合は、配達証明等送付を証明できる手段にて送付し、令和5年8月2日（水）必着とすること。

エ 提出部数

11部（正本1部、副本10部） ※副本は、応募者名が分からないようにすること。

(4) 提出に当たっての留意点

ア 提出された書類等は、返却しない。

イ 必要に応じて、別途資料を請求する場合がある。

ウ 応募書類の提出後、提出書類に不備があることが判明した場合は、受付期間中であれば提出書類の追加・差し替えをすることができる。

エ 書類サイズは、A4版（図面はA3版）とし、左綴じ、ファイル等に綴り込み、インデックスを貼付すること。

オ 応募書類の提出は、期限厳守とすること。提出期限を過ぎたものは一切受け付けない。

カ 応募書類の提出をもって、本公募要項の記載内容及び条件を全て承諾したものとみなすこととする。質疑等がある場合は、次の6(5)質疑応答における質疑受付期限までに問い合わせること。

キ 書類提出後に辞退する場合は、必ず書面（様式任意）に、応募者の押印をして、届け出ること。

ク 応募のために生じる一切の費用については、応募者の負担となる。

ケ 提出書類に関し、情報公開請求があった場合は、糸島市情報公開条例等の関連規定に基づいて、公開することがある。

(5) 質疑応答

ア 質疑受付期限

令和5年6月26日（月）

イ 回答日

回答は順次行うこととし、最終回答は、遅くとも令和5年7月10日（月）までに行う。

ウ 質疑の方法

電子メールによる ※様式第5号を用いること

E-mail : [kodomo@city.itoshima.lg.jp](mailto:kodomo@city.itoshima.lg.jp)

エ 回答方法

回答については、糸島市のホームページに質問者名等を伏せた状態で回答書を掲載することにより、周知する。なお、提案内容の優劣に関する質問や、審査内容に関する問い合わせは、公募の公平性を期するため回答しないので、留意すること。

## 7 設置運営事業者の選定及び決定

### (1) 設置運営事業者の選定

設置運営事業者は、次のとおり手順を経て選定する。

#### ア 書類確認

提出された申請書類の内容について、応募資格・要件を満たしているか、不明な点がないかの確認を行う。併せて、それぞれの応募内容について、必要に応じ市から個別に質問書を送信することがある。その際、応募者は、市が指定する審査前の期日までに市に回答票を提出する。

#### イ 審査

(ア) 設置運営事業者選定委員会による応募者面接（プレゼンテーション及びヒアリング）を実施し、採点の結果、委員全員の平均値が最も高い者を設置運営事業者に選定する。

(イ) 審査は、別紙1の「選定基準及び配点」に基づき実施する。

(ウ) 得点が同点となる者が2者以上あるときは、別紙1の「選定基準及び配点」の項目3から5までの合計値が高い方を設置運営事業者に選定する。なお、当該値が同点の場合は、くじにより、順位を決定する。

(エ) 応募者が1者の場合であっても、審査を実施する。

(オ) 得点が、最低水準（60点）に満たない場合は、対象者なしと判断する。

※プレゼンテーション・ヒアリングの日時・時間配分は別途通知する。

### (2) 設置運営事業者の決定

市長は、設置運営事業者選定委員会における選定結果の報告を踏まえ、設置運営事業者を決定する。

※決定された設置運営事業者が辞退した場合や決定が取り消された場合には、審査の中で、最低水準を満たした次点の事業者を対象として、改めて設置運営事業者として決定することができるものとする。

### (3) 結果通知

結果については、応募者に文書で通知するとともに、決定者の氏名及び採点結果を市ホームページに掲載する。電話やメールでの回答は、行わない。

なお、結果に関する異議や問い合わせは、一切受け付けない。

### (4) 決定の取消し

設置運営事業者の決定後、次のいずれかに該当する場合は、決定を取り消すことがある。この場合、設置運営事業者が既に要した費用の弁済を市へ求めることはできないものとし、市は一切の損害賠償責任を負わないこととする。

ア 提出書類に記載された事項及び審査での発言内容に虚偽事項若しくは、重大な違背行為があると認めるとき。

イ 決定された設置運営事業者が、認可保育所設置運営事業者としてふさわしくないと認められる事実が判明したとき。

ウ その他、適切な保育事業の実施が困難と認めるとき。



## 8 その他留意事項

- (1) 設置運営事業者の選定・決定に際して、現在運営している施設等の視察を依頼する場合がある。
- (2) 必要に応じ、関係機関（官公庁・金融機関等）へ問い合わせを行うことがある。
- (3) 審査に関する不当な要求等を申し入れた場合、その他不正な行為があった場合は、本事業の対象から除外する。
- (4) 設置運営事業者決定後の事業計画の変更は、原則として認められない。  
ただし、利用者のサービスの向上につながるものや施設の実施設計に伴う軽微な変更等やむを得ないもので、審査の評価に影響を与えない場合又は審査の評価が向上するような場合のみ、認めることがある。
- (5) 本公募要項に基づき提案した内容については、開園時点のみならず、継続して実施をすること。  
なお、利用者のサービスの向上につながる場合を除き、変更が生じる場合は、事前に本市に協議の申し入れを行い、確認を得てから実施すること。

## 9 スケジュール

- |                   |                            |
|-------------------|----------------------------|
| (1) 公募要項の配布期間     | 令和5年4月7日(金) ~ 令和5年8月2日(水)  |
| (2) 質疑受付開始        | 令和5年4月10日(月)               |
| (3) 質疑受付期限        | 令和5年6月26日(月)               |
| (4) 質疑回答期限        | 令和5年7月10日(月)               |
| (5) 申込受付期間        | 令和5年7月11日(火) ~ 令和5年8月2日(水) |
| (6) 応募資格確認期間      | 令和5年7月中旬 ~ 令和5年8月中旬        |
| (7) 提出書類に係る質疑応答期間 | 令和5年8月上旬 ~ 令和5年8月下旬 [予定]   |
| (8) 審査日           | 令和5年8月下旬 [予定]              |
| (9) 結果発送日         | 令和5年9月上旬 [予定]              |

(別紙1)

選定基準及び配点

番号	項目	内容	配点
1	応募動機	・本市の保育行政に積極的に協力し、保育所の社会的責任を果たす熱意と誠意を有しているか。	10
2	運営・保育理念	・保育の実施目的や課題を踏まえ、創意工夫を行い、特色のある運営・保育理念を掲げているか。	10
3	保育計画	・実現可能で、効率的かつ効果的な保育計画になっているか。 ・障がい児保育や医療的ケア児の受入れなど、特別保育に関し、利用者の立場に立った保育となっているか。 ・不適切保育への取組は適切か。 ・給食の提供方法やアレルギー対応、食育活動等は、適切か。	15
4	施設整備計画	・近隣の環境が保育の実施に適切な場所であるか。 ・児童が快適に生活できる施設・設備となっているか。 ・弾力運用も可能な設備・面積となっているか。 ・入札を実施するなど、競争原理は働くか。 ・施設整備日程は、適切か。	15
		・開園予定地が次の路線より東側であること(別紙2の「図面」参照)。 ①主要地方道福岡志摩線、②市道・新開桂木線、 ③県道・津和崎潤線、④市道・泊三区1号線、 ⑤市道・農協吉原橋線、⑥市道・浦志高等学校線、 ⑦市道・波多江篠原線、⑧市道・浦志有田線	5
5	職員配置及び研修計画	・開園時及び開園後の保育士確保計画は、実現可能か。 ・市内保育園との保育士の取り合いは生じないか。 ・開園時期から利用定員数の児童を受け入れるために必要な職員(施設長、保育士、看護師、栄養士)を配置(予定)しているか。 ・職員の処遇は、適切か。 ・職員研修の内容等が、保育の質の向上に有効か。	15
6	運営体制	・会計経理や苦情処理、情報管理、第三者評価の導入など、保育の運営体制は、適切か。	5
7	財務等の状況	・継続的、安定的な運営ができる経営基盤・能力を有しているか。 ・令和7年度(初年度)の収支計画は、適切か。	5
8	地域活動等	・保護者との関わりは、十分か。 ・屋外活動や地域住民との交流は、予定されているか。	5
9	健康管理・安全対策等	・感染症対策等の安全対策に係る体制が確立されているか。 ・緊急時の危機管理体制や事故発生時の対応、不審者対策、虐待の疑いなどがある場合の対策等が確立されているか。	5
10	運営実績	・既存の保育施設の運営実績は、十分か。	5
11	その他	・その他、アピールポイントに基づく審査を実施する。 (既存施設との連携や独自取組、経営破綻しないための方策や破綻時の対応など)	5
合計			100

別紙2 「図面」

